

熊本市公報

第1449号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次 条例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第59号)	291
○熊本市税条例等の一部を改正する条例(第60号)	292
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例(第61号)	300
○熊本市墓地条例の一部を改正する条例(第62号)	301
○熊本市納骨堂条例の一部を改正する条例(第63号)	304
○熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第64号)	306
○熊本市病院事業条例の一部を改正する条例(第65号)	308
○熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第66号)	309
○くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例(第67号)	310
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(第68号)	313
○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例(第69号)	314

規則

○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第53号)	316
○熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則(第54号)	317
○熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第55号)	318
○くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則(第56号)	319

条 例

条例第59号

令和3年6月25日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

81	熊本市防災基本条例 （仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、 必要な事項を審議する。
82	谷尾崎・池上地区地盤 沈下等に関する専門家 会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等につい て、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審 議する。

別表5の表に次のように加える。

14	金峰山少年自然の家整 備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事 業の手法及び事業者の選考について審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第60号

令和3年6月25日

熊本市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例(昭和25年告示第89号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「課税洩等」を「課税漏れ等」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第1項中「課税洩」を「課税漏れ」に、「免かれた」を「免れた」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の規定により賦課徴収する市税」を加える。

第19条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第25条第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える。

第27条の5の2第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第28条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第

35条の9第3項」を加える。

第28条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第35条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に、「場合、その」を「場合 その」に改め、同項第2号中「場合、その」を「場合 その」に、「その支払済みの他の退職手当等に」を、「その支払済みの他の退職手当等に」に改める。

第35条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第40条の前の見出し中「もの」を「者」に改め、同条中「については同項本文」を「ついて同項本文」に、「ついて第3号」を「については第3号」に改める。

第53条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第53条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第54条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「により」の次に「、又は現所有者が前条の規定により」を加える。

第61条の見出し中「に関する細目等」を「の手續等」に改め、同条中「に関して」を「の手續、記録の保存その他審査に関し」に改める。

第113条の見出し中「徴収方法」を「徴収の方法」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を削り、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定

を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、熊本市税条例第32条の7第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち熊本市税条例第32条の9第4項の改正規定中「又は第31項に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち熊本市税条例第34条の改正規定中「第34条第4項」を「第34条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち熊本市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊本市税条例第27条の5の2第1項の改正規定、同条例第53条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第54条第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項及び附則第3条第2項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中熊本市税条例第19条第2項、第25条第1号及び第28条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第3条第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例(以下「新条例」という。)第27条の5の2第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の熊本市税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第27条の5の2第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第28条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第53条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第53条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）

（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税の種別割に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度

分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

条例第61号

令和3年6月25日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号を次のように改める。

(9) 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(熊本市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 熊本市手数料条例の一部を改正する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

条例第62号

令和3年6月25日

熊本市墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市墓地条例の一部を改正する条例

熊本市墓地条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第16条」を「一第23条」に、「第17条～第21条」を「第24条一第28条」に改める。

第5条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（行為の禁止）

第6条の2 墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) 墓地の施設及び設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。
- (3) 火災、爆発等の危険を生じるおそれのある行為をすること。
- (4) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓地の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

第7条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第9条第1項中「譲渡」を「譲渡し、」に改める。

第10条第1項中「の各号」を削る。

第12条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条中「基づき」を「より」に改める。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条を第28条とする。

第20条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第17条」を「第24条」に改め、同条を第27条とする。

第19条を第26条とし、第18条を第25条とし、第17条を第24条とし、第2章中第16条の次に次の7条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 墓地の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、墓地の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 墓地の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、墓地の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 墓地の維持管理に関する業務
- (2) 第10条第1項ただし書に規定する許可に係る申請の受付に関する業務
- (3) 第24条に規定する土地の一時使用の許可に係る申請の受付に関する業務
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律第14条第1項の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証の受理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓地の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第21条 指定管理者の指定を受けるものは、市と墓地の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第22条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第23条 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、墓地の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第63号

令和3年6月25日

熊本市納骨堂条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市納骨堂条例の一部を改正する条例

熊本市納骨堂条例（昭和56年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第6条第1項中「譲渡」を「譲渡し、」に改める。

第7条、第8条及び第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第20条とする。

第12条を第19条とし、第11条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 納骨堂の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第13条 前条の規定による指定を受けようとするものは、納骨堂の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたものうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 納骨堂の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、納骨堂の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、納骨堂の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 納骨堂の維持管理に関する業務

(2) 焼骨の収蔵の受付に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、納骨堂の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第16条 指定管理者の指定を受けるものは、市と納骨堂の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第17条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第18条 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、納骨堂の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第64号

令和3年6月25日

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条を次のように改める。

（保護施設等の設備及び運営に関する基準）

第2条 次条から第12条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる基準は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 生活保護法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設（医療保護施設を除く。）の設備及び運営に関する基準 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）

(2) 社会福祉法第65条第1項の規定により条例で定める事業授産施設の運営の基準 省令第2条から第8条まで及び第23条（第2項を除く。）から第27条の2までに定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準（省令第2条から第8条まで及び第23条（第2項を除く。）から第27条の2までに定める基準に関するものに限る。）を含む。）

第3条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「(苦情内容の記録等)」に改め、同条第1項、第3項及び第4項を削り、同条第2項中「保護施設等」を「保護施設及び事業授産施設(以下「保護施設等」という。)」に、「前項」を「その行った処遇に関する入所者から」に改め、同項を同条とし、同条を第3条とする。

第8条を削る。

第9条の見出しを「(記録の保存期間)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第3号中「第7条第2項」を「前条」に改め、同項第5号中「第15条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項を同条とし、同条を第4条とする。

第10条を第5条とし、第11条から第17条までを5条ずつ繰り上げる。

第2章及び第3章を削る。

第4章の章名を削り、第34条の見出しを「(医療保護施設の運営基準)」に改め、同条を第13条とする。

第5章及び第6章を削る。

附則第1項の見出しを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「第19条第3項第15号」を「省令第10条第3項第15号」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

条例第65号

令和3年6月25日

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成20年条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「3,300円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「820円」を「2,750円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

条例第66号

令和3年6月25日

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「13,724ヘクタール」を「13,647ヘクタール」に改め、同号イ中「666,300人」を「689,400人」に改め、同号ウ中「364,900立方メートル」を「362,600立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第67号

令和3年6月25日

くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例

くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を創造し発信するとともに、人材及び地域の産業を育成する」を「の創造及び発信並びに人材及び地域の産業の育成をするとともに、地域における子育て支援を推進する」に改める。

第3条第1項中「第3号」を「第4号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子育て支援に関すること。

第4条の次に次の1条を加える。

（地域子育て支援拠点事業の利用者の範囲）

第4条の2 前条第4号の事業を利用することができる者は、熊本市立地域子育て支援拠点施設条例（平成14年条例第27号）第4条各号のいずれかに該当するものとする。

第5条第1項中「については、次条第3項」を「にあつては次条第3項の規定、スモールオフィスを使用しようとする者にあつては第6条の2第2項において準用する次条第3項」に改める。

第6条第6項中「更新は、」の次に「1回につき1年を超えない範囲内で、」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（スモールオフィスの使用者の範囲等及び使用期間）

第6条の2 スモールオフィスについては、本市における創業に関する社会的気運の醸成に寄与することが期待される革新的な技術又は手法を有する事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうち、市長が適当と認めるものに限り使用することができる。

- (1) スモールオフィスの使用を開始する時点で事業を行っている者であること。
- (2) スモールオフィスからの退去後も本市において事業を行う計画を有する者であること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。

2 前条第2項から第6項までの規定は、スモールオフィスの公募の方法及び使用期間について準用する。この場合において、同条第4項中「1年以内」とあるのは、「2年以内」と読み替えるものとする。

第7条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (6) スモールオフィスの使用の許可については、第6条の2第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

第9条第2項中「別表第2及び別表第3に定める」を「施設等の」に改め、同条第3項中「別表第2又は別表第3に規定する」を「施設等の」に改める。

第21条第1号中「規定」の次に「及び第6条の2第2項において準用される第6条第3項の規定」を加える。

別表第1 創業支援室の項の次に次のように加える。

スモールオフィス	1平方メートル当たり1月につき 2,800円
----------	---------------------------

別表第2 (1) ホール、多目的室及び会議室使用料の表中「9,800円」を「10,700円」に、「14,600円」を「16,000円」に、「19,600円」を「21,500円」に、「11,700円」を「12,800円」に、「17,600円」を「19,300円」に、「23,500円」を「25,800円」に、「3,600円」を「3,900円」に、「4,700円」

を「5,100円」に、「5,700円」を「6,200円」に、「2,400円」を「2,600円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「3,700円」を「4,000円」に、「3,100円」を「3,400円」に、「3,800円」を「4,100円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「3,400円」を「3,700円」に、「4,100円」を「4,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「2,500円」を「2,700円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「2,100円」を「2,300円」に改め、別表第2(2)託児室使用料の表中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表第3(1)冷暖房設備使用料の表中「2,000円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 くまもと森都心プラザの指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の施設等（この条例による改正後のくまもと森都心プラザ条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の施設等をいう。次項において同じ。）（スモールオフィスを除く。）の使用について、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日前において、施行日以後の施設等の使用の申請をしていた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の使用許可等に関する特例)

- 4 くまもと森都心プラザの指定管理者は、施行日前においても、新条例第5条、第6条の2、第7条、第8条第1項及び第22条第5項の規定の例により、スモールオフィスの使用許可等に関し必要な行為を行うことができる。

条例第68号

令和3年6月25日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場」の次に「、熊本市熊本駅中央自転車駐車場」を加える。

別表第2中

「

熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1
--------------------	--------------------

」

を

「

熊本市熊本駅南自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目591番地1
熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第69号

令和3年6月25日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条中「及び植木中央公園運動施設」を「、植木中央公園運動施設、辛島公園及び花畑公園」に改める。

第27条第3号に次のように加える。

ウ 辛島公園及び花畑公園 中心市街地の新たなにぎわいの創出に関する業務
 第27条の2第1項中「限る。）」の次に「、辛島公園芝生広場、辛島公園多目的広場又は花畑公園北側階段」を加える。

別表第5に次のように加える。

辛島公園 芝生広場	辛島公園	区分	単位	使用料
		全面	1時間につき	3,700円
		片面	1時間につき	1,800円
備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。				
辛島公園 多目的広場	辛島公園	区分	単位	使用料
		全面	1時間につき	2,500円
		片面	1時間につき	1,200円
備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合				

花畑公園 北側階段	花畑公園	単位	使用料
		1時間につき	380円
備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。			

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 辛島公園及び花畑公園の指定管理者に係る指定の手續その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

規 則

規 則 第 53 号

令和3年6月25日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成30年条例第94号）附則第1号に掲げる規定の施行期日は、令和3年6月25日とする。

規則第54号

令和3年6月25日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第55号

令和3年7月9日

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営住宅条例施行規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)北区の表楠の部2C-4の項から2C-6の項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第56号

令和3年7月9日

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成22年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (4) スモールオフィスを使用する場合 くまもと森都心プラザスモールオフィス
使用許可申請書

第3条第2項の表中「創業支援室」の次に「又はスモールオフィス」を、「第6条第3項」の次に「（条例第6条の2第2項の規定により準用される場合を含む。）」を加える。

第4条第6項中「使用許可の」を「使用の許可の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（スモールオフィスの使用者の範囲等及び使用許可の更新）

第4条の2 条例第6条の2第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規性、成長性、実現性等が認められる事業計画を有し、かつ、当該事業計画の中で市内の企業等との協働又は連携が見込まれること。
- (2) 事業活動に関し、専門的知識を有する者による支援を必要としていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。ただし、本市以外で事業を営んでいる者にあつては、主たる事業所の存する地方公共団体において市町村税を滞納していないこと。

2 前条第3項から第6項までの規定は、スモールオフィスの公募の手續及び使用の許可の更新の手續について準用する。この場合において、同条第4項及び第6項中

「創業支援室の」とあるのは「スモールオフィスの」と、同条第6項中「くまもと森都心プラザ創業支援室使用許可更新申請書」とあるのは「くまもと森都心プラザスモールオフィス使用許可更新申請書」と読み替えるものとする。

第5条に次の2号を加える。

- (5) くまもと森都心プラザスモールオフィス使用許可申請書 くまもと森都心プラザスモールオフィス使用許可書
- (6) くまもと森都心プラザスモールオフィス使用許可更新申請書 くまもと森都心プラザスモールオフィス使用許可更新許可書

第6条第1項中「使用の許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、同項ただし書中「創業支援室」の次に「、スモールオフィス」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(スモールオフィスの使用中止の届出)

第7条の2 前条の規定は、スモールオフィスの使用中止の届出について準用する。

この場合において、同条第1項中「創業支援室の」とあるのは「スモールオフィスの」と、「くまもと森都心プラザ創業支援室使用中止届」とあるのは「くまもと森都心プラザスモールオフィス使用中止届」と読み替えるものとする。

第8条第1項ただし書中「創業支援室」の次に「、スモールオフィス」を加える。

第12条第1項中「使用者」の次に「(スモールオフィスの使用許可を受けた者を除く。)」を加え、同条第2項中「創業支援室」の次に「又はスモールオフィス」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 スモールオフィスの使用許可を受けた者は、使用した日の属する月の翌月の末日までに使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第23条中「及び」を「並びに」に改め、「第12条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第24条に次の1号を加える。

- (4) 前条の規定において準用される第12条第2項の規定によりスモールオフィスの利用料金が納付される場合

別表第1中「ビジネス支援センター」を「ビジネス支援施設」に改め、「創業支援室」の次に「及びスモールオフィス」を加え、同表観光・郷土情報センターの項を削

り、同表に次のように加える。

駅前子育てひろば	(1) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後3時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前10時から午後5時まで	くまもと森都心 プラザ条例施行 規則（平成22年 教育委員会規則 第15号）第4条 の規定による休 館日
----------	---	--

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第1 観光・郷土情報センターの項を削る改正規定 令和3年11月1日
- 2 くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例（令和3年条例第67号）附則第4項の規定により指定管理者がスモールオフィスの使用許可等に関し必要な行為をする場合における手続等は、この規則による改正後の第3条、第4条の2から第6条まで、第7条の2から第10条まで、第13条及び第25条の規定の例による。